

平成 2 5 年 8 月 8 日

神戸市長 矢 田 立 郎 様

神戸市監査委員	櫻	井	誠	一
同	荻	阪	伸	秀
同	山	田	哲	郎
同	坊		やす	なが

決算及び基金運用状況の審査意見の提出について

地方公営企業法第 3 0 条第 2 項及び地方自治法第 2 4 1 条第 5 項の規定により、平成 2 4 年度神戸市公営企業会計（下水道事業会計，港湾事業会計，新都市整備事業会計，自動車事業会計，高速鉄道事業会計，水道事業会計，工業用
水道事業会計）決算及び決算附属書類並びに平成 2 4 年度神戸市下水道事業基金運用状況を審査し，次のとおりその意見を提出します。

目 次

平成 2 4 度神戸市公営企業会計決算審査意見

第1	審査の対象	1
第2	審査の方法	1
第3	審査の期間	1
第4	審査の結果	1
下水道事業会計		
1	総括	8
2	業務実績	10
3	予算の執行状況	11
4	経営成績	13
5	財政状態	17
6	その他	19
	《決算審査資料》	21
港湾事業会計		
1	総括	24
2	業務実績	26
3	予算の執行状況	30
4	経営成績	32
5	財政状態	35
6	その他	38
	《決算審査資料》	40
新都市整備事業会計		
1	総括	44
2	業務実績	45
3	予算の執行状況	47
4	経営成績	49
5	財政状態	52
6	その他	54
	《決算審査資料》	55
自動車事業会計		
1	総括	58
2	業務実績	59
3	予算の執行状況	60
4	経営成績	62
5	財政状態	66
6	その他	68
	《決算審査資料》	71

高速鉄道事業会計

1 総括	74
2 業務実績	76
3 予算の執行状況	76
4 経営成績	78
5 財政状態	84
6 その他	87
《決算審査資料》	90

水道事業会計

1 総括	94
2 業務実績	96
3 予算の執行状況	97
4 経営成績	100
5 財政状態	104
6 その他	106
《決算審査資料》	108

工業用水道事業会計

1 総括	112
2 業務実績	113
3 予算の執行状況	114
4 経営成績	116
5 財政状態	120
6 その他	122
《決算審査資料》	124

平成24年度神戸市下水道事業基金運用状況審査意見

第1 審査の対象	128
第2 審査の方法	128
第3 審査の期間	128
第4 審査の結果	128
第5 基金の運用状況	128

凡 例

- 1 文中で用いる金額は、原則として表示単位の一つ下の位以下を切り捨てている。
- 2 各表中の数値は、原則として表示単位の一つ下の位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 4 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「0」及び「0.0」----- 該当数値はあるが、単位未満のもの。
対前年増減額及び率の場合は、零を含む。
 - 「-」----- 該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
 - 「ほぼ皆増」----- 増加率が1,000%以上のもの。
- 5 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」および「地方消費税」をいう。

平成 24 年度神戸市公営企業会計決算審査意見

第1 審査の対象

平成 24 年度	神戸市下水道事業会計決算
平成 24 年度	神戸市港湾事業会計決算
平成 24 年度	神戸市新都市整備事業会計決算
平成 24 年度	神戸市自動車事業会計決算
平成 24 年度	神戸市高速鉄道事業会計決算
平成 24 年度	神戸市水道事業会計決算
平成 24 年度	神戸市工業用水道事業会計決算

第2 審査の方法

- 1 この審査では、各事業の会計決算諸表が経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを審査するとともに、各事業の運営が経営の基本原則に基づいて行われているかどうかについて分析した。
- 2 決算諸表の表示については、決算諸表の計数と総勘定元帳等の会計帳簿・証拠書類の計数との照合、証拠書類の点検、帳簿記録の審査及び責任者に対する質問等により検証した。
- 3 事業の運営については、主として年度比較により事業の推移を把握し、その経営内容を分析した。

第3 審査の期間

平成 25 年 5 月 20 日～8 月 8 日

第4 審査の結果

- 1 決算諸表の記載様式及び記載事項は、法令に従って作成されており、その計数は正確であり、経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認められた。
- 2 事業の運営については、総じて経営の基本原則に沿って行われていると認められた。
業務面では、各事業において市民生活の安定、経済の活性化及び都市基盤の整備を図り、公共の福祉の増進に努めた。

経営面では、7 事業会計のうち港湾事業会計が 101 億円、高速鉄道事業会計が 7 億円の純損失を計上し、7 事業会計全体の当年度純損益では差し引き 83 億円の赤字であり、当年度末で未処理欠損金を計上している 3 事業会計の未処理欠損金の合計は 1,489 億円となっている。

資金面では、第1表のとおり、流動資産から流動負債を差し引いた資金の在 high (正味運転資本) が2事業会計でマイナスになっているが、全体では1,242億円のプラスとなっている。

第1表 当年度純損益等の状況
(単位：億円)

会計	当年度純損益	未処理欠損金	資金在 high
下水道事業	1	74	241
港湾事業	101	185	30
新都市整備事業	15	-	912
自動車事業	2	-	7
高速鉄道事業	7	1,231	87
水道事業	4	-	132
工業用水道事業	3	-	21
合計	83	1,489	1,242

備考：資金在 high = 流動資産 - 流動負債

以下、各事業会計ごとに総括、業務実績、予算の執行状況、経営成績及び財政状態について述べる。特に、審査意見において述べている事項について留意されたいが、その概略は次のとおりである。なお、それぞれの課題への対応についても、各会計ごとの努力はもとより、関係部局等を含めて全市的に取り組まされたい。

下水道事業会計

減価償却費の負担が大きくなってきているものの、経費削減や支払利息、特別損失の減少等により2年ぶりの黒字決算となった。しかし今後は、人口の減少等に伴い使用料収入の大幅な増加が期待できない一方、現中期経営計画期間後には老朽化した污水管や施設更新の本格化に伴う負担が見込まれる。まずは中期経営計画「こうべアクアプラン 2015」を着実に実施して経営基盤の強化に努められたい。污水管の老朽化対策については、工事のさらなる効率化、新工法の導入によるコスト削減等、対応策を早急に検討するなど強い危機意識を持って、膨大な事業費の抑制に努められたい。また、施設更新にあたっては、人口の今後の動向等を踏まえた将来の需要見通しも十分に検討のうえ、過剰投資を回避し規模の適正化を図られたい。

港湾事業会計

経常損益は前年度に比べ改善したが、固定資産の売却や外郭団体の再編等により純損益は前年度に比べ156億4千万円減少し101億2千万円の純損失へ転じた。

大きな変化の中にある海空陸の総合的なネットワークの結節点としての神戸港のポジション・役割を強化・充実するとともに、阪神港として目標に掲げている外貿コンテナ貨物取扱量490万

TEU（目標年次：平成 27 年）の達成を目指されたい。また、事業別に見た場合、港湾施設運営事業では長らく純損失を計上しており、事業毎の損益バランスの確保に努められるとともに、しばらくは高い水準で地域開発事業債の償還負担が続くことから、賃貸・分譲資格要件の緩和等による企業誘致施策に一層努力し、当面の償還資金の確保に努められたい。

新都市整備事業会計

企業債残高は、ピーク時の平成 20 年度に比べ、1,309 億円が減少したが、ここ数年間は、未だ高水準の企業債償還が続く厳しい局面にあることから、今後の事業収入の動向や、企業債償還に向けた財政的な取組みは、重要な課題である。

引き続き、今後の当会計の運営にあたっては、神戸の特性を最大限に活かし、早期土地売却の更なる促進に努めるとともに、経営の最適化を図り、企業債の計画的解消のため、中長期的な観点から、より一層質の高い企業経営を推進されたい。

自動車事業会計

平成 23 年度に「神戸市営交通事業 経営計画 2015」を策定し、2 年目の経営成績として、2 億円の純利益を計上した。ただし、営業損益は前年度より改善したものの 7 億円の損失を計上し、資金面でも不良債務額は前年度より 2 億円好転したが、6 億 5 千万円となっている。

収支改善努力を継続し、単年度黒字の確保と累積資金不足の縮小を掲げた経営計画の財政目標の達成と、一般会計補助への依存度の低減が望まれる。また、乗車人員の維持・増加につながる需要の喚起と把握に尽力するとともに、市民に対して業務・財務内容のより丁寧な情報開示に努められたい。

高速鉄道事業会計

「神戸市営交通事業 経営計画 2015」の下に経営改善等に努め、前年度より乗車人員が増加した。また、駅構内営業料の増加や減価償却費の減少により営業損益は改善し、企業債の償還の進捗によって支払利息が減少したことにより、経常損益は好転したが、純損失は 7 億 1 千万円を計上し、繰越欠損金は 1,230 億 8 千万円に拡大した。

平成 24 年度は増加したものの、乗車人員が減少傾向にあることについて、その原因分析を進め、関係部局等とより一層連携し、さらなる乗客増対策に取り組む必要がある。引き続き、増収対策と経費削減に努め、早期の目標達成に向け取り組まれたい。

水道事業会計

給水収益は減少したが、引き続き経費節減等に努めた結果、4億3千万円の純利益となっている。しかしながら、節水機器の普及、厳しい経済情勢などにより水需要は減少傾向にあり、経営環境は非常に厳しい状況にある。今後も施設の長寿命化並びに投資の抑制及び平準化を実行されたい。また、「中期経営目標 2015」の目標達成に向けた施策展開を実践し、経営収支の更なる改善及び長期に安定する経営基盤の確立に努められたい。さらに、利用者の利便性や満足度の向上に資する新たなサービスの検討及び実践に努められたい。

工業用水道事業会計

給水収益は増加し、引き続き経費節減等に努めた結果、3億2千万円の純利益となっている。しかしながら、近年、受水企業の撤退などにより、契約水量の確保が課題となっており、経営環境は依然として厳しい状況にある。さらに、第3次改築事業での経年化施設の更新費用の増加への対応なども懸念される。引き続き経営のさらなる効率化を図られたい。また、企業の生産拠点再編の動向把握に努め、新規需要開拓の取り組みを推進するとともに、経年化施設の計画的かつ適切な更新等により、経営基盤の強化に努められたい。

地方公営企業会計制度について、企業会計制度との整合性を図る観点等から、昭和41年以来ほぼ半世紀ぶりに全面的な見直しが行われることとなり、今回の地方公営企業会計制度の見直しのうち、「資本制度の見直し」については、地方公営企業法の一部改正が行われ、条例又は議決により利益及び資本剰余金の処分が可能となるなど、平成24年4月1日から既に施行されている。

「会計基準の見直し」については、平成26年度の予算及び決算から適用されることとなっており、地方公営企業の特性等を適切に勘案しながら、例えば、借入資本金の負債への計上や、セグメント情報の開示、キャッシュ・フロー計算書の作成など、現行の企業会計原則の考え方を最大限取り入れた内容の改正が行われることとなっている。

これらの会計基準の見直しでは、市民への財務情報提供の充実が図られるとともに、地方公営企業の内部においても経営実態をより適確に把握できるようになる。各企業におかれては、民間企業や公営企業型地方独立行政法人などの先行事例も参考にしながら、よりよい戦略的経営を図り、経営品質の向上に努められたい。

《 参考資料 1 》： 地方公営企業会計制度等の見直しの全体像

(総務省「地方公営企業会計制度の見直しについて」から抜粋)

・ 資本制度の見直し

改正済 (H24.4.1~)

・ 会計基準の見直し

改正済 (H26 年度予算 ~)

会計基準の見直し

- 1 借入資本金： 借入資本金を負債に計上。
- 2 補助金等により取得した固定資産の償却制度等： 任意適用が認められている「みなし償却制度」は廃止。償却資産の取得又は改良に伴い交付される補助金、一般会計負担金等については、「長期前受金」として負債（繰延収益）計上した上で、減価償却見合い分を、順次収益化。
- 3 引当金： 退職給付引当金の計上を義務化。退職給付引当金の算定方法は、期末要支給額によることができることとする。
- 4 繰延資産： 新たな繰延勘定への計上を認めない。
- 5 たな卸資産の価額： たな卸資産の価額については、時価が帳簿価額より下落している場合には当該時価とする、いわゆる低価法を義務付け。
- 6 減損会計： 地方公営企業会計に、公営企業型地方独法における減損会計と同様の減損会計を導入する。
- 7 リース取引に係る会計基準： 地方公営企業会計に、リース会計を導入する。
- 8 セグメント情報の開示： 地方公営企業会計に、セグメント情報の開示を導入する。
- 9 キャッシュ・フロー計算書： キャッシュ・フロー計算書の作成を義務付ける。
- 10 勘定科目等の見直し
- 11 組入資本金制度の廃止（資本制度の見直しの積み残し）

会計変更に伴う経過措置等

・ 財務規定等の適応範囲の拡大等

水道・交通等法定 7 事業及び病院事業以外の事業への財務規定等の適応拡大

・ その他の検討事項

地方公営企業の設置及び経営の基本に関する条例

その他（ 2 以上の事業を通じて 1 の特別会計を設けることのできる特例の拡大 等）

今後対応

《 参考資料 2 》： 用語解説

- 1 .セグメント情報： 事業管理目的及び外部報告目的を達成するために、事業の業績と経営資源を区分する単位をいう。セグメントは、業績情報を管理・集計する単位として企業内部で利用される業績評価単位としての事業セグメント、利害関係者への情報開示目的で利用される報告単位として報告セグメントからなる。
- 2 .キャッシュ・フロー計算書： 一事業年度のキャッシュ・フローの状況を、一定の活動区分別に表示した報告書である。発生主義会計に基づき作成される損益計算書では、収益は現金収入の時ではなく、実現の時（例えば、サービス提供時等）に認識されることから、収益・費用を認識する時期と現金の収入・支出が発生する時期とに差異が生じることとなるが、キャッシュ・フロー計算書の導入により、この現金の収入・支出（資金の流れ）に関する情報を得ることが可能となる。

(「公営企業の経理の手引き」(地方公営企業制度研究会著)から抜粋)